

令和7年第4回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月12日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
 報告第 1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について
 報告第 2号 令和6年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について
 報告第 3号 令和6年度氷川町繰越計算書（下水道事業会計）について
 報告第 4号 令和6年度氷川町事故繰越し繰越計算書（下水道事業会計）について
日程第 5 議案第28号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第29号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第30号 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について
日程第 8 議案第31号 令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第10 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 飯田健二 | 2番 | 西尾正剛 |
| 3番 | 木下厚 | 4番 | 吉川義雄 |
| 5番 | 長尾憲二郎 | 6番 | 松田達之 |
| 7番 | 上田俊孝 | 8番 | 三浦賢治 |
| 9番 | 上田健一 | 10番 | 片山裕治 |
| 11番 | 清田一敏 | 12番 | 米村洋 |

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 畑 野 光 昭 書 記 三 好 裕 子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	坂 本 哲 也
企画財政課長	國 岡 信 吾	税 務 課 長	荒 平 健 二
町 民 課 長	西 村 憲 志	福 祉 課 長	尾 崎 徹
農業振興課長	陳 野 国 司	農 地 課 長	坂 梨 俊 弘
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹	学校教育課長	増 住 豪 二
生涯学習課長	谷 岡 賢 一	代表監査委員	島 田 博 行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第4回氷川町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第102条の規定によって、4番、吉川義雄君、5番、長尾憲二郎君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの5日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等はお手元に配付しました。請願・陳情等一覧表のとおりです。資料を配付します。

次に、例月現金出納検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、令和7年第1回氷川町及び八代市中学校組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、八代広域行政事務組合令和7年2月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、令和7年4月16日、17日に、監査委員特別セミナーが市町村アカデミーで開催され、上田健一議員が出席しましたので報告します。

次に、令和7年5月26日、27日、政府要望として議員11名、藤本町長、企画財政課、建設下水道課職員の同行のもと実施し、国土交通省事務次官、農村振興局長、関係部課長に、道路整備事業の財源確保について、農業農村整備事業の推進についての要望書を提出してまいりましたので報告します。

次に、令和7年5月27日、28日に全国町村議会議長会、議長・副議長会研修会が東京で開催され、また28日に県関係国会議員への要望が行われ、それぞれ副議長が出席しましたので報告します。

なお、これらの報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について |
| | 報告第 2号 | 令和6年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について |
| | 報告第 3号 | 令和6年度氷川町繰越計算書（下水道事業会計）について |
| | 報告第 4号 | 令和6年度氷川町事故繰越し繰越計算書（下水道事業会計）について |
| 日程第 5 | 議案第28号 | 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第29号 | 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第30号 | 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 8 | 議案第31号 | 令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 9 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第10 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |

○議長（米村 洋君） 日程第4、報告第1号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告についてから、日程第10、諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦についてまでを一括議題とします。

町長の挨拶及び提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

若鮎踊る初夏の季節を迎えておりますけども、議員各位には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和7年第4回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には公私ともに大変お忙しい中に、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、日頃より町政の運営並びにそれぞれの事務事業の推進につきまして、格段のご指導、ご理解を頂いておりまして、心より感謝とお礼を申し上げます。

5月26・27日に実施をいたしました政府要望につきましては、大変お世話になりました。各省並びに熊本県選出国会議員の皆さま方に、氷川町の課題また要望内容につきまして、直接お伝えできたことは本当に意義が深かったなというふうに思っ

おります。

6月4日に区長会とのスポーツ大会並びに意見交換会が開催をされました。相互に情報交換ができたという思いでございまして、いい機会だったと思っております。

6月8日に第20回氷川町民体育祭夏季大会を開催をいたしました。グランドゴルフにつきましては、雨天のため中止となりましたけれども、カーリング競技に多くの皆さま方が参加をされ、熱戦が繰り広げられました。大会の目的でありますスポーツの振興、健康の増進、お互いの意を深めるいい機会になったのかなというふうに思っております。

デジタル庁が公表しております地域幸福度指数、これは暮らしやすさや幸福感を数値化、いわゆる見える化したものでございますけれども、氷川町の分が発表されました。24項目のうちデジタル庁が主観データとして定めております項目、その中で4項目は客観データよりも低い数字でございました。残り20項目は町民の皆さん方のアンケートの結果からしますと、そのデータを上回っているという数字が出ておりまして、後ほど機会がありましたら議員の皆さん方にも資料を提供して、ご一読頂きたいなと思っております。このことは、今後の町政運営の指標にしてもいいのかなと思っております。このことは、今後の町政運営の指標にしてもいいのかなと思っております。このことは、今後の町政運営の指標にしてもいいのかなと思っております。

令和7年度も早いもので2カ月が経過をいたしました。それぞれ各分野の事務事業を各セクションで進めているところであります。

さて、本町含め九州北部地方がいよいよ梅雨入りをいたしました。梅雨と同時に毎日雨が降っているところでありますけれども、本格的な雨期をこれから迎えます。水害及び土砂災害等につきましては、警戒を怠らず日頃からしっかりと対応するようにしていきたいと思ひますし、大きな災害が起きないことを日々祈っているところでございます。

このことにつきまして、町の取組といたしましては、まずは地区別の防災計画、町内39地区で作成をいたしておりますが、毎年見直しを行っております。今年も既に見直しが行われておりまして、新しい計画を先般の区長会の際に、それぞれの各世帯にお届けをしたところであります。

今後は、この計画に沿った訓練、あるいはいざという時の対応、それぞれ地区のほうでも対応していただきたいなと思っておりますし、中心となりますのが、消防団の皆さまでございまして、消防団の幹部会議も開催をいたしまして、そのことを繋ぎをいたしました。自主防災組織、それから消防団、それぞれが力を合わせて、まずは自分たちの地区は自分たちで守ってもらう。その上で、この町全体を私たちがしっかりと守っていかなければならないと思ひているところであります。

また、防災行政無線につきましても活用してさまざまな情報を提供いたしております。行政の一般の情報から、いざという時の災害避難情報につきましても、防災行政無線を活用しているところでありまして、いち早く確実な情報を町民の皆さん方にお繋ぎをしたいと思ひているところであります。

あわせて、総合防災マップを作成して各世帯に配布をいたしております。ぜひ

それぞれの世帯で今一度ご一読頂きまして、それぞれの対応につきましても、まず、それぞれが意識を持っていたきたいなと思っているところであります。災害を未然に、または最小限に防ぐためには、自分の身は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守るという意識が必要でございまして、そういった意識醸成もこれからしっかりと啓発をしていきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたとおり、常に危機感を持って事にあたって参りたいと思っております。

また、いざという時にはまず迅速に活用できるよう、日々これからそれぞれの職員体制を、再度整理をしたいと思っております。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告4件、条例の一部改正2件、令和7年度氷川町一般会計並びに特別会計補正予算2件、諮問2件でございます。

報告第1号は、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、報告第2号は、令和6年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について、報告第33号は、令和6年度氷川町繰越計算書（下水道会計）について、報告第4号は、令和6年度氷川町事故繰越し繰越計算書（下水道会計）についてでありまして、この後、担当課長より報告をさせます。

議案第28号は氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第29号は、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第30号は、令和7年度氷川町一般会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億1,348万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ81億7,913万8,000円とするものでございます。歳入の主な予算として、国庫支出金5,972万5,000円、県支出金1,318万7,000円、繰越金6,227万6,000円で、歳出の主な予算は、総務費1億1,319万6,000円、民生費1,324万円、農林水産業費3,732万7,000円、土木費2,751万5,000円であります。

議案第31号は、令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出25万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ20億1,538万8,000円とするものであります。内容は、県の支出金を活用し国民健康保険システムを改修するものでございます。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議を頂き、円満なるご決定を頂きますようお願い申し上げます。ご挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） これから、報告第1号から順次、詳細説明を求めます。

農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 報告第1号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和6年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について報告いたします。

まず、事業年度であります、令和6年度営業計画の実施状況から報告いたします。

2ページをご覧ください。直売所の①につきまして、出荷協議会の会員は減少傾向にありますが、スタッフ一丸となって、売行き具合に応じた売場の整理、前出しを行い、売れ残りや売り逃しを削減することで出荷意欲の向上に努めました。

②、③につきましては、梨をはじめとした柑橘類の不作が大きな痛手となりましたが、生産者・関係者との連携により、直売所全体の売上げを伸ばすことができました。

品揃えを意識した仕入れを行い、JAとの連携につきましても、トマト、塩トマト、またドレッシングやトマトケチャップなどの加工品も含め、継続して取引を行っています。

また、SNS等を活用した旬の商品の情報発信を進めました。

農家レストランの①につきましては、生産者の出荷物を優先、積極的に活用するとともに、生産地情報等の表示により、お客様の信頼性の向上に努めました。

②につきましては、集客増を図るため、毎週水曜日の定休日を廃止し、第2水曜日を定休日としました。直売所と足並みをそろえております。

また、メニューの見直しを進めるとともに、原材料や資材の価格高騰に対しては、原価管理を徹底し、あわせて人件費についても細やかな勤怠管理を行い、その抑制に努めました。

次に3ページをご覧ください。おやつ工房につきましては、夏場には地元産のいちごを使用したかき氷を販売し、好調な売れ行きを示しました。

人気商品の梨カレーパンともち米のプチお好み焼きについても順調に売上げ、昨年度に続き、おやつ工房の売上高は増となりました。

特産品加工事業につきましては、適正な在庫の管理と取引の増に努めました。在庫は減少していますが、令和6年3月のJRのSL人吉の運行終了により、提供していた晩白柚サイダーの取引が無くなったことなどから、全体の売上げは伸び悩んでおり、販路拡大が急務となっております。

八代地域での直売所取引につきましても継続して実施しました。

また、SNS等による情報発信を継続するとともに、ECサイトを活用し、売上向上に努めました。

続きまして、当期の収支を報告いたします。6ページの損益計算書をご覧ください。表の右側、金額欄をご覧ください。

売上高の合計は、上から2段目の数字1億9,089万6,829円となりました。

この売上高合計から、在庫や経費を引いたものが上から10段目にある営業利益金額で、622万6,364円となっております。

また、この営業利益金額に下から7段目の営業外収益合計34万5,562円を加え、下から5段目の営業外費用合計8,142円を差し引いたものが、下から4段目にある

経常利益金額で、656万3,784円となっております。

結果、最下段にあります当期純利益金額につきましては、経常利益金額から法人税等を差し引いた534万5,561円となっております。

次に、前のページ、5ページの貸借対照表をご覧ください。右下、純資産の部です。

前期までの繰越利益に当期純利益534万5,561円を加えまして、下から7段目の数字になりますが、利益剰余金は4,181万1,414円となっております。

したがいまして、純資産は資本金と合わせ、下から2段目の6,331万1,414円を保有しております。

最後に、8ページをご覧ください。

これは、決算をまとめたもので売上げと販売費及び一般管理費を項目別に1,000円単位で計上しております。

なお、1,000円以下の数字は省略して説明いたします。

まず、売上げに関しましては、上の表になります。

前年度の比較で主なものは、直売所で前年比伸び率が102.6パーセント、1億1,089万円となりました。

9月から10月前半の梨の売上げ、例年に比べ大きく減少し心配されましたが、野菜類が好調であったことなどにより、他の月で挽回し、最終的に前年度の売上げを上回りました。

レストランは前年比98.2パーセント、3,025万円となりました。営業日の見直し等を実施しましたが、客単価の減などにより、売上高はほぼ横ばいの数字となりました。

おやつ工房は前年比108.6パーセント、776万円となりました。来客数及び客単価が増加したことにより、売上げが増加したものです。

加工センターは前年比93.6パーセント、1,459万円となりました。既存取引先との取引実績が伸び悩み、売上高は減となりました。

次に、販売費及び一般管理費に関しては、下の表になります。前年比較で主なものは、3段目の退職金で皆減対象者がなかったことによるものです。

9段目の荷造運賃発送費が156万円減少し、1,031万円。これは、梨の不作により出荷量が大幅に減少したことが主な要因です。

18段目の水道光熱費は、175万円減少し、1,253万円。経費節減の意識を徹底し、前年度を大きく下回りました。

販売費及び一般管理費の合計は、下から8段目にありますように、前年度から約1,000万円少ない、1億903万円となっております。

結果営業利益につきましては、下から7段目にある数字、前年度比375万円増の622万円となりました。

また、下から6段目の営業外収益で、661万円減少しておりますが、前年度では、退職金の財源とする保険の解約に伴う保険金収入が計上されていたことが要因となっております。

最終利益につきましては、6 ページでも説明しましたが、最下段の当期損益欄で534万円の黒字となっております。

以上で、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 報告第2号、令和6年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）についてご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について、別紙のとおり報告いたします。

1 ページの繰越計算書をご覧ください。

令和6年度に議決頂きました、物価高騰対応重点支援事業など、6事業で翌年度繰越額合計1億5,252万5,000円になります。

財源内訳としましては、未収入特定財源の国県支出金8,177万円、地方債5,910万円、一般財源が1,165万5,000円となります。

これで、報告第2号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 報告第3号から報告第4号まで、続けて報告いたします。

報告第3号、令和6年度氷川町繰越計算書（下水道事業会計）について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度繰越計算書（下水道事業会計）を別紙のとおり報告いたします。1 ページをご覧ください。

1 款、資本的支出、1 項、建設改良費の事業名宮原浄化センター、場内配管等設計委託の予算計上額1,600万円を全額令和7年度に繰り越すものです。

財源内訳は、未収入特定財源として、国県支出金700万円、企業債800万円、その他一般財源100万円となっております。理由といたしまして、改築計画に時間を要したため繰り越すものです。

これで報告第3号について、説明を終わります。

続きまして、報告第4号、令和6年度氷川町事故繰越繰越計算書（下水道事業会計）について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度事故繰越繰越計算書（下水道事業会計）を、別紙のとおり報告いたします。1 ページをご覧ください。

1 款、下水道事業費用、1 項、営業費用の事業名ウォーターPPP導入検討調査の予算計上額2,000万円を全額令和7年度に繰り越すものです。

財源内訳は、未収入特定財源として、国県支出金1,772万円。その他に一般財源228万円となっております。

理由といたしまして、県や関連自治体との検討時間が必要なため繰り越すものです。

これで、報告第4号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 議案第28号から29号についてを、続けてご説明いたします。

議案第28号、氷川町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援制度の拡充に係る項目のうち、令和7年10月1日から施行することとなる項目について、氷川町職員についても改正する必要があるためです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の主な内容としましては、この年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するもので、新たに追加されます第15条の3におきまして、第1項から第3項までの措置を任命権者に義務づけております。

第1項では、職員またはその配偶者が妊娠しまたは出産したことの申出があった場合に、出生時両立支援制度等の周知や制度請求等の意向確認をすることとしており、第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期両立支援制度等の周知や制度請求等の意向を確認することとしております。第3項では、各制度等の請求等を確認した意向に沿って配慮することとなっております。

この条例は令和7年10月1日から施行するもので、経過措置としまして、公布の日から第15条の3第2項の例により、各号の規定による措置を講ずることができ、執行部以降は、同項の規定により講じられたものとするものでございます。

これで、議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援制度の拡充に係る項目のうち、令和7年10月1日から施行となる項目について、氷川町職員についても改正する必要があるためです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の主な内容としましては、部分休業制度の拡充になります。

現行の第21条第1項の規定による部分休業では、正規の勤務時間における初めまたは終わりにおいて承認するものでありましたが、改正後は、第1号部分休業として、1日の勤務時間の範囲内で承認するものに改正されております。

4ページをご覧ください。

第21条の2の規定により、新たに第2号部分休業が追加され、1年を通して部分休業を承認できるものに改正されております。

5ページをご覧ください。

第21条の4では、部分休業の取得時間を規定しており、第21条の5では、申出た内容について変更する際の特別の事情を規定しております。

この条例は令和7年10月1日から施行するもので、経過措置としまして、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の請求において、第21条の4の規定による取得時間を2分の1とするものでございます。

これで、議案第29号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 議案第30号、令和7年度氷川町一般会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

令和7年度氷川町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,348万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,913万8,000円とするものです。

4ページをご覧ください。第2表地方債補正になります。

消防債の限度額670万円を追加し、農林水産業債を1億5,870万円へ、土木債を1億2,090万円へ、教育債を2,780万円へ限度額をそれぞれ変更するものです。

歳出の主な点について説明いたします。11ページをご覧ください。

5款、5項、5目、議会費、8節、旅費72万円は、議会自主調査及び研修費として、当初予算編成後の状況の変化により計上するものになります。

10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、7節、報償費から、10節、需用費までは、10月1日に開催を予定しております、氷川町誕生20周年記念式典の関連経費としまして、合計625万円を計上するものです。

13節、使用料及び賃借料52万9,000円は、公用車設置のカーナビ4台分のNHK受信料について、届出漏れがあったため、設置時期まで遡及した使用料を計上するものになります。

13目、振興局費、18節、負担金補助及び交付金のLPガス使用世帯支援補助金1,661万5,000円は、物価高騰対策として、LPガス使用世帯を支援するため、LPガス協会を通じて、1世帯当たり5,000円を給付するもので、財源の2分の1は県交付金を活用するものになります。

12ページをご覧ください。同じく18節のコミュニティー助成事業助成金1,970万円は、新村地区の地区公民館建設に係る助成金になります。

財源には、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじ社会貢献広報事業助成金を活用するものです。

10項、徴税費、10目、賦課徴収費、10節、需用費から19節の扶助費までの合計6,920万円は、物価高騰対応重点支援事業の定額減税分として、令和6年度に定額減税し切れなかった方などを対象に給付するものになります。

財源には、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を全額活用するものになります。

す。

14ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、12節、委託料1,200万円は、令和6年度で閉園した常葉保育所の施設を活用し、18歳までの子どもが利用できる児童館へ改修を目的とした設計業務委託費を計上するものです。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費、10節、役務費862万5,000円は、65歳以上の方などを対象とした、コロナワクチン予防接種料に係る国助成金が、令和7年度から廃止されたことから、町助成金として計上するものになります。

15目、母子保健費、12節、委託料84万5,000円は、産後ケア事業の利用者数が当初の見込みから増加が見込まれるため、増額するもので、財源は国県補助金を活用したものになります。

続いて15ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金は、昨年度に引き続き実施する物価高騰対策支援事業としまして、施設園芸燃油価格高騰対策から、畳表経糸価格高騰対策までの4事業で、合計2,602万2,000円、新たな支援事業といたしまして、い業経営の継続とイ草産地の存続を図ることを目的に、い業経営継続支援事業費補助金690万円を計上するものになります。

攻めの園芸緊急生産対策事業補助金174万4,000円は、いちごの生産力向上を目的とするモニタリングシステムを導入する補助金と、自然災害に強い産地づくりを目的とした梨の強化棚を導入する補助金で、財源は全額県補助金を活用するものです。

園芸施設有効活用緊急支援事業補助金250万円は、施設園芸産地の発展を目指すため、中古ハウスの移設等の支援を目的とした補助金で、財源は全額県補助金を活用するものになります。

16ページをご覧ください。35款、土木費、10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費、14節、工事請負費400万円は、町道八間川1号線道路路肩修繕工事に係る修繕工法の見直しにより計上するものになります。

17ページをご覧ください。15目、道路新設改良費、12節、委託料95万円は、町道吉本本山線ほか道路改良事業の計画路線に、地権者所在不明があることから、不在者財産管理人制度を活用し、用地買収を進めるため計上するものです。

21節、補償補填及び賠償金2,251万3,000円は、町道吉本本山線ほか道路改良事業に係る建物、工作物などの移転補償費の確定に伴い計上するものです。

40款、5項、消防費、25目、災害対策費、18節、負担金補助及び交付金678万円は、災害発生時に使用する地域衛星通信ネットワークシステムにおいて、現行のサービスのシステム更新が必要となるため計上するものです。

18ページをご覧ください。45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、10節需用費388万円は、竜北東小学校低学年棟の雨漏りによる天井に腐食が見られるため修繕費として計上するものです。

15項、中学校費、5目、学校管理費、10節需用費95万7,000円は、竜北中学校事務室の空調機器の故障のため、更新費用として計上するものです。

次に、歳入の主なものについて説明します。7ページをご覧ください。

55款、分担金及び負担金、10項、負担金、25目、教育費負担金、5節、学校費負担金241万円は、氷川中学校の学校給食が、自校式からセンター方式へ2学期から移行するため、中学校組合負担金として計上するものになります。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金6,920万円は、物価高騰対応重点支援事業の定額減税分の財源とするものになります。

25目、土木費国庫補助金、5節、土木費補助金1,184万2,000円の減額は、社会資本整備交付金、道路メンテナンス事業補助金の内定に伴うものになります。

35目、教育費国庫補助金、13節、学校教育補助金の教育支援体制整備事業費補助金122万1,000円は、小学校に配置の医療的ケア看護職員に係る経費の財源とするものです。

8ページをご覧ください。70款、県支出金、10項、県補助金、5目、総務費県補助金、5節、総務費補助金830万7,000円は、LPガス使用世帯支援補助金の財源とするものになります。

20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金424万4,000円は、攻めの園芸生産対策事業及び園芸施設有効活用緊急支援事業の県補助金の内報を受け、各事業の財源とするものになります。

9ページをご覧ください。95款、諸収入、20項、5目、5節、雑入の町費補助金返還金98万3,000円は、氷川町農業振興協議会、担い手育成総合支援協議会の令和6年度事業実績に伴う返還金になります。

コミュニティー助成事業助成金の1,970万円は、新村地区公民館の建設助成金の財源とするものになります。

99款、5項、町債、15目、農林水産業債、30節、過疎対策事業債150万円は、農業収入安定化事業の財源として、一般財源から組み替えるものになります。

20目、土木費、7節、公共事業等債360万円の減額と17節、地方道路等整備事業債の1,280万円は、町道氷川中南線交差点改良事業の財源とするもので、国庫補助金の内定を受け、それぞれ起債を組み替えるものになります。

10ページをご覧ください。25節、公共施設等適正管理推進事業債360万円は、町道八間川堤防1号線道路維持修繕事業の財源とするものです。

30節、過疎対策事業債3,040万円は、道路改良事業橋りょう改修事業の財源とするもので、国庫補助金の内定を受け、計上するものになります。

25目、消防債、15節、緊急防災減災事業債670万円は、地域衛星通信ネットワークシステム更新に係る負担金の財源とするものです。

30目、教育債、30節、過疎対策事業債380万円は、竜北東小学校低学年棟の天井改修事業の財源とするものになります。

これで、議案第30号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 議案第31号、令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,538万8,000円とするものです。

まず、歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料25万5,000円は、国民健康保険法施行令の改正により、高額療養費制度に係る適用区分の基準見直しに伴い、国民健康保険システム改修費として計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページをご覧ください。

25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、10節、特別交付金25万4,000円は、システム改修の財源として県から交付されるものです。

これで、議案第31号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 諮問第1号につきまして、ご説明をいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町大野1575番地、氏名、古閑賢治、生年月日、昭和31年4月3日生まれでございます。

同氏は、令和4年10月から人権擁護委員の職務に精励を頂いております。現在1期目でございます。

教育者としての経験と温厚誠実な人柄が示すとおり、献身的にその職務にご尽力を頂いております。

今後も人権擁護委員としての活躍が期待できますので、再任について意見を求めるものでございます。

諮問第2号について、ご説明をいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町野津691番地2、氏名、西村文子、生年月日、昭和38年2月24日生まれでございます。

同氏は、永年教師として教育現場で人材の育成に尽力をしてくられました。

また、八代市教育サポートセンター相談員としての経験もあり、お互いの人格や個性を尊重し支え合うことの大切さを伝える人権擁護委員として適任と思われますので、候補者として推薦してよろしいか議会の意見を求めるものでございます。よろしくお

願いいいたします。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。ここで暫時休憩します。

-----○-----

午前10時45分

午前10時57分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。議案第28号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について質疑ありませんか。

飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 議案第30号、15款、民生費、10項、児童福祉費、5項、児童福祉総務費、委託料1,200万円、氷川町児童館改修工事設計業務委託料1,200万についてです。

常葉保育所の跡地の活用ということで、18歳までが使えるというさっき説明がありました。その中のこれは、設計図を作るっていう段階のこの金額でしょうか。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 設計書を作る業務です。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） これが適正な価格かどうかというのがちょっと分からなくて、金額だけ見るとすごく大きいような感じがするんですけども、設計するに対して体育館と校舎両方が入った見積りでしょうか。

もしよければ、その坪数とかまで分かるのであれば教えてください。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 設計に関しましては、外見の改修と中身の改修まで含めたところになっております。

今現在の常葉保育所の面積的には、全体で980㎡程度があります。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 900㎡ということは、300坪ぐらいでしょうか。

もしそうであれば、内装工事もしくは外構工事の一般企業で言えば、例えば美装さんとか、一般企業であればそういったところと、内装工事とかの見積りで上がってくるというのが、今平均して大体坪の30万円、物価高になる前は20万、25万だったと聞いております。

そういったところで、この見積りの金額というのが適正かどうかともう一度考えて

いただけたらなと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） この常葉保育所の図面に関してですが、平成9年度建設で、当時の図面等ありませんので、図面の作成から全て含んだところでの見積り等になっておりますので、この価格を計上させていただいております。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

清田一敏君。

○7番（清田一敏君） 15ページの25款、5項、10目、18節の負担金補助及び交付金の中で、い業経営継続支援事業補助金というのが上がっておりますが、これは新しく取り組まれる内容じゃないかなと思っておりますが、現在のい業経営の状況はどのように認識されておられますか。

また、その事業の内容について少し詳しく教えてください。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） い草の作付けにつきましては、年々減少しております。氷川町におけます数値をピーク時の平成元年と比較いたしますと、戸数で686戸、面積で872.5ヘクタール減少しております。

また、今年度産の生産戸数につきましては、前年度から7戸減少しております、26戸となっております。

このままでは産地の存続自体が危ぶまれることとなっております。

生産者の方々につきましても、危機感を感じられておりまして、先般、町と議会のほうに要望書のほうも提出されております。

また県のほうで先般、熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例が制定されました。

この中で関係者が一体となって、い草畳の振興・支援に取り組むこととされておりました、町としても積極的な対応をしていきたいと思っております。

こういった状況を踏まえまして、い業経営の継続と伝統ある産地の存続を図るために、今回予算を計上させていただいております。

内容につきましては、作付面積1反当たり2万円の単価で交付することを考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○7番（清田一敏君） そういうことであれば、い業に関係する事業であれば、何の事業に対しても、補助の対象となるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） い業につきましては、やはり産地の継続が重要であると思っております。

また、今回は、肥料を考慮して算定したところですが、使用量につきましても、ほかの作物に比べまして、かなり多いということで把握しております。い業につきましては、今後も必要な対応は行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○7番（清田一敏君） 続きまして、園芸施設有効活用緊急支援事業でございますが、これは先ほど中古ハウスの活用の説明をされましたけれども、なかなかこの中古ハウスというのは、まだ作物のローテーションをかけるために、使われていないハウスがそのまま残っているのか、あるいはもう処分しようと思って残しておられるのか、見極めがなかなかつかないわけでございますが、それについては中古ハウスが、今後とも有効活用されるのか、それとも第三者に譲渡あるいは解体されるのか、その辺りの調査はどのように考えておられますか。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 町のほうでは、使用しないハウスをお持ちかどうかという調査は行っておりません。

今回、県のほうの事業がございまして、その事業を活用したいということで、個人の方が中古ハウスを見つけて来られまして、それを移設して活用したいということで、挙げられたものです。

○議長（米村 洋君） ほかにありませんか。西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 補正予算1点だけお尋ねいたします。

17ページです。土木費の道路新設改良費の中で、委託料の補正が組まれています。この道路改良の不在者財産管理人制度活用費っていうので、95万円ですが、この制度自体っていうのが、初めて見るような気がします。

土地の名義人が不在といった時の、こういった形でこの制度を活用するのか、法的にこういった形なのか、委託費の根拠とかそういったのはもうよろしいんですが、こういった資格を持つ人にこの仕事をお願いするのか、その辺のところをちょっとお尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 不在者財産管理人制度ということで、吉本本山線には1件だけ住所が不特定な方ということで、町のほうに照会をかけましたところ、不在者ということでありましたものですから、調査をかけた段階で登記ができないという形になりましたので、司法書士あたりに相談いたしまして、こういう制度があるということで、家庭裁判所のほうに不在者管理人制度の書類の作成を行って提出するというので、その書類の作成並びに余納金を50万程度納めまして、それから財産管理人が、代わりに処分を行うということで、その中に、売買とかそういった形をとっていくということで、それを町が実施したいということで委託費に計上しております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） もう完全に事務委託としては、司法書士をお願いをして、裁判所の手続とかという話になるわけですね。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） その関連でご相談を受けましたところに、そのままお願いをできたらなということで考えておりますが、そこはまだこれから検討して

いきます。以上です。

○議長（米村 洋君） あのね、課長、この財産管理人制度というのは、氷川町で初めての制度で、これを結局行使するお金、過去にこういうことがあったのか。

建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 氷川町では、公共の場では、私の確認するところでは初めてになります。

ただし、熊本市内とか、そういったところではもう頻繁に使われている制度ということで、一般的な制度でございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 私も不行方不明者の相談を受けたことがあって、司法書士にお願いをしてこういった手続をしたことがありました。

ちょっとお尋ねしたかったのは、こういった土地の名義の人が、何人も不在者の人がいて、一括して財産管理人制度として、使うような事柄かなというふうに思ったものですから、1人について私もちょっとそこは経験したことがあったものですから裁判所の余納金の話とか、理解できました。

○議長（米村 洋君） これからね、こういう制度があれば、例えば用地買収等々の不在という時は、この制度を利用していくのかいかないのかということだね、今後、どうなのそれ。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 一応まず所有者を特定するという作業を行いまして、それからどうしても不在ということで、登記ができないっていう段階であればこの制度を活用していきたいと考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。三浦賢治君。

○8番（三浦賢治君） 農業振興費の中で、施設園芸燃油価格高騰対策支援事業費補助金840万4,000円組んでありますが、去年は多分5円ぐらいの、補助金だったと思うんですけども、リッター当たりのですね。今回も5円ぐらいで計上してありますか。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） こちらの事業につきましては、今回は単価4円ということで設定しております。

基礎の計算としまして、国のセーフティーネット事業の仕組みを基にしまして、そ発動価格などを確認して計算し、今回は4円ということで設定しているところでございます。

○議長（米村 洋君） ほかにありませんか。長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） 17ページですが、消防費、災害対策費の中で地域衛生通信ネットワーク第3世代システム事業という整備事業がありますが、この第3世代システム事業というのはどのような事業なのか、ちょっと勉強不足で申し訳ないけども、教えていただけませんか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 地域衛星通信ネットワーク第3世代システムというものなんですけれども、これは衛星を使いました通信システムということで、現在は第2世代が稼働している状況です。

ただ、使用が耐用年数で切れるということで、今回第3世代への切替えということになってます。

衛星を使った通信になりますので災害時などには有効に働くということで、整備をしているところです。

この事業につきましては、県が主体となりまして、県内全市町村に対しての整備を進めております。

氷川町としましては、整備に必要なものを負担金として納める事業になっております。以上です。

○議長（米村 洋君） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） 先だって災害事業の協議会がございましたけれども、その中で、最近大雨の状況も出ておりますので、この情報というのは非常に大事なことだろうと思います。

その中で町内の通信網というのが、今有線が主体になっていますよね。

そういう事業がきめ細かくされていくのかどうか、その辺のことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 町内におきます情報の共有としましては、防災無線を各世帯に配布しております。

この防災無線については、有線ではなく、デジタル通信という形での放送で各世帯に情報をお届けできるようになっておりますので、そういったものを活用していくような形になると思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） 今年も多分大雨が来ると思いますので、この状況というのは毎年の状況ですので、最善を尽くして、お願いしたいと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 16ページ、35款、土木費、10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費で、八間川の堤防1号線道路路肩改修工事で、これ工事の見直しという説明だったと思うんですが、ここは以前からガードレールもないし、路肩が壊れているということで、私も何回か意見を上げたことがあるんですが、今回どのような工事の見直しをされるんでしょう。内容をちょっとお知らせください。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） ただいまの路線につきましては、八間川堤防ということで、堤防道路の上を占用して走っております町道になります。

昨年度、県道鹿野赤迫線下流側、左岸の堤防のところを100m程度工事しております。

その際、舗装の打ち換えだけでなく、路肩の嵩上げ並びに法面の整形を行っております。

それを行いましたことによって、3 m程度が4 m弱ぐらいまで広がっております。

それと、堤防道路の安全対策といたしましては、ガードレールが堤防ですのでできませんので、安全対策としては、目印になるポールコーンを間隔よく設置しております。

その工法で見直しましたところ、当初予算ではちょっと対応できないということで今回、補正予算を計上させていただきました。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 勉強不足ですけど、ガードレール設置できないわけですね。

危ないけん何とかしてほしいと前からありましたが、私も何回か通って改修されたところは通りやすくなっていますので、通りやすい反面また用心せんといかんっていうのがあると思います。

もう1点お伺いしたいと思います。18ページ、45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、10節、需用費で竜北東小学校低学年棟の天井の改修がありました。これは、当初予算で雨漏りがするということで計上されていたと思うんですね。

雨漏りの関係から考えると、当然、ここまで入ってなかったのかなと思うんですが、なぜ今になったんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 当初予算のほうで、屋根の改修工事のほう予算計上しておりますが、当初、天井の状況を見ますと、特定の部分に雨漏りが集中しておりました。

全体的に改修が必要なのか、部分的でいいのかというのがちょっと見通せない状況でございまして、新年度に入りましてから、天井のほう見てみますと、かなりカビも生えまして、黒ずみもできておりますので、これも全体的に改修が必要だということで、今回補正のほうをお願いしたところです。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。松田達之君。

○6番（松田達之君） 15ページですね。

畳表の糸の高騰に支援事業費補助金が出ておりますが、それに関して説明をお願いしたいと思います。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） こちらは昨年も実施した状況でありまして、内容としましては、交付対象者が畳表を製織しているものになります。

町内に住所を有する個人または町内に事業所を置く法人ということで、町税を滞納ないことが条件になっております。

畳表の製織、こちらに係る経糸の代金です。県産い草100パーセント使用の畳表の経糸の料金について、物価上昇分に対して、2分の1を補助するものです。昨年と

同じような補助の内容となっております。以上です。

○議長（米村 洋君） 松田達之君。

○6番（松田達之君） これは年々、糸は単価で上がるわけですよ、1枚の単価が。

そういうかなりの350円、400円と1枚かかるわけで、やっぱり整経、糸の業者もいないわけです。今実際に何か問題がある気がするわけですよ。整経に関して。それは事実ですから、ここのところを課長、調べてもらいたいと思います。整経が今僅かですよ、そこ5件あまりです、八代郡市で。その点をちょっと調べてもらいたいと思います。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） そのことにつきましては、これまでも話題になっておりまして、JAと一緒にあって、県も含めまして、こういった対応していくかというのを今、それぞれ協議をしているところでございまして、その方向が決まりましたならば、またそれに対する補助というのが出てくるのかなと思っております。

まずは、今現在、皆さん方お困りになっておりますので、その分をきちんと応援していこうというのが、今回の部分でございまして、単費であえて補助をさせていただきます。

去年までは、物価高騰の交付金が来ておりましたので、それを充て込んだんですけども、それを待っていても皆さん方の経営が成り立ちませんので、単費で応援をさせていただく、先ほどの肥料の部分の応援もそういった意味でございまして、ぜひご活用頂く、それから清田議員とちょっと議論がかみ合いませんでしたけれども、何でも使えるのかという話でございしますが、い草の分につきましては、機械のメンテナンスには別の補助がございます。

それから、燃油につきましても、こちらは別の補助がございます。先ほどの部分は基本的に生産に必要な部分でございますので、肥料の部分を念頭に置いて組んだところでございますので、ご理解頂きたいと思います。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時17分